

特 記 仕 様 書

工 事 番 号	改工R4第59号-浄廃
工 事 名	市道永尾線 送水管布設工事 (その3)
工 事 場 所	嬉野市嬉野町大字下野(下吉田・下野) 地内
工 期	至：令和5年 月 日
	自：令和5年3月15日
(特記事項)	<ol style="list-style-type: none">1. 請負人は、共通仕様書、特記仕様書および設計図書等に準拠し、佐賀西部広域水道企業団・監督員の承認・指示に従って施行にあたるものとする。2. 契約後の提出書類は、施工計画書、着工届、一部下請け申請書、使用材料検査願書、その他、必要に応じ指示の書類とする。3. 工事施工にあたり、施設管理者(道路、河川、農水路、JR、NTT)および関連工事業者と十分な協議のうえ施工し、手戻り工事のないようにしなければならない。4. 工事施工中に生じた苦情および補償等については、請負人の責において処理しなければならない。5. 保証期間は、工事竣工検査に合格し、引渡し後1ヵ年とする。但し、舗装については、2年とする。6. 工事現場の管理については、交通安全対策、保安設備、災害対策に必要な措置を講じるものとする。7. 工事に使用する材料については、佐賀西部広域水道企業団・指定配管資材による。8. 工事施工は、水道工事標準仕様書：日本水道協会、土木工事共通仕様書：佐賀県を基準にする。9. 工事施工管理は、佐賀県土木工事施行管理基準に基づいて、「施工管理」を行わなければならない。10. 検査用の提出書類は、工事写真、出来形管理図、変更数量計算書、材料集計表、管理図、土工出来形管理表、舗装切断・復旧展開図等とする。11. 本工事により知り得た個人情報については、本工事の施工のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ず。 また、個人情報が記載された書類、図面等については、受注者において厳正に管理し、破棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないように適切に処理する。